

日 時 平成24年9月1日（土）19:00～21:20

場 所 志津南市民センター（多目的室）

出席者 （会長）中原、（副会長）増田、松本

（町内会長）扇、北尾、山本、小松原、藤田、坂田、岩崎

（グループ代表）小野、清水、山本、山中

（監事）齊藤、谷口（事務局）木村、妹尾、長谷川、徳岡

欠席 齊藤

〈敬称略〉

★会議の前に、草津市社会福祉協議会から募金についての説明と協力依頼があった。

議事

1、会長からの報告・連絡

① まちづくり行動計画特別委員会からの答申（中間報告）

特別委員会の皆さんには、5月から毎週会合を開いて真剣に議論いただき、当面の喫緊の課題としての3点に関してまとめたものを中間報告として8月23日に提出していただいた。

この中間報告に関する取り組みについて、今後理事会で議論していく。

② 集会所補修補助金予算申請について

7月の理事会で決められたことに基づいて、住民の皆さんにお知らせし、回答していただいたが、約6割の回答のうち98%の皆さんのご賛同を得た。過半数の賛成ということで、来年度の補修に向けて進めていく。まず8月24日に、市に対して来年度予算に計上していただくよう申し入れした。来年3月末には平成25年度の予算化の確認をし、その上で、工事発注をしていく予定である。

③ 交通安全対策懇談会について

9月5日19時から交通安全対策懇談会を開催する。

その発端は、5丁目の交通防犯委員が市の交通政策課に、プラス薬局からくるみ保育園へ向かう道路の交通安全対策について相談したことである。市が警察に相談したところ、一つの方法として、地域全体を規制する「ゾーン30」という手法があるということで、その導入のためにはまず住民の合意が前提となり、その上で規制などの具体策に対する事業実施の予算を確保し、いろいろな対策を実施していくということである。

まずは、町内会長・交通防犯委員・草津栗東交通安全協会志津南支部長・スクールガード代表・まち協会会長等がこの懇談会に出席し、草津警察署交通課および市交通政策課・道路課の担当者から、「ゾーン30」についての説明を受け、質疑応答・意見交換等を行うことで勉強会としたい。

④ 洪水ハザードマップ作成について

市河川課から、洪水ハザードマップの見直し作業をするので、各学区地区からワークショップへ参加いただきたいとの要請があった。9月29日、11月4日、12月8日の3回の予定。

強制ではないが、自主防災会長である町内会長と、伯母川に隣接する岡本町西町内会からはあと2人追加で参加していただきたい。事前に参加者の報告が必要なので、本日確定できない町内会は、後日連絡して欲しい。

⑤ 医療観察病棟の工事概要について

県から資料が届いているので、各町内で回覧をして欲しい。

なお、県議会では、予算化が議決されているとのこと。

⑥ りょうぶの道の工事について

市公園緑地課では、9月から11月にかけて、りょうぶの道の階段の改修や高木伐採などの工事を行う予定であり、配付の資料で住民の皆さんに周知願いたい。

⑦ 非常ベルの件

7月の理事会で7丁目町内会長から報告のあった、子どもが間違っただけで非常ベルを押したのにCATVから何の対応もなかったという件について、ZTVへ確認したところ、その時は30秒以内に非常ベルを引っ張り出してブザーを止めたので、ZTVで感知されなかったようである。30秒以上押し続けた場合にZTVで感知するということであった。

2、各町内会・各グループ・事務局からの報告・連絡

① 自主防災委員会：10月7日(日)午後に防災訓練を実施するが、内容については来週の委員会で最終決定し、皆さんにお知らせする。

●意見：岡本町西町内会は、CATVが入らないことから、雨天の際の個別連絡が難しいので、晴天時と同じスタートのローテーションにすればよいと思う。

② 6丁目町内会：交差点近くの防犯灯が緑道の高木に隠れて暗いので伐採してもらった。

町内防犯灯については、全数を9月にLED化する。

③ 1丁目町内会：集会所の管理規定について趣味的な利用などについては、町内住民でも有料ではないのか確認したい。・・まち協会則の規定では、志津南地区住民は無料であるとしている。

④ 3丁目町内会：中途転入者などの会費徴収についての確認。

・・・町内会会則で規定している。

⑤ 8丁目町内会：西公園と緑道の木について、9月20日までに剪定して頂くことになっている。その後、防犯灯をLED化する予定。

⑥ 岡本町西町内会：防犯灯のLED化は、来年度から2ヵ年で行う予定。

⑦ 暮らし安全G：9月17日に敬老会が実施されるが、市から敬老祝い金が贈られる

対象者は満77歳・88歳・99歳と100歳以上の方である。

市の緊急通報システムについて、志津南地区においては、10軒程度の方が設置されている。

⑧ 地域福祉G：9月17日に敬老会を実施する。参加者は154名の予定。70歳以上の方が359名おられ、17日の参加率は42.9%（前年度は38%）。今年は参加者が多く、昼食は無理で、テーブルなしで、午前中の催しとする。今年以上に増えたら市民センターではできないと思われる。対象者が毎年50名くらい増えるので、来年は小学校で実施することになるかもしれない。

敬老会は、単なる福祉事業ではない。高齢者に敬意を表するとともに、豊かな経験や知識をまちづくりに活かしていただく契機とする事業である。今後は、まちづくりの一環として地域をあげて実施するものという方向で考えていく必要がある。

⑨ 文化体育G：ふれあい夏まつりについては、ご協力いただきお礼申し上げる。

ふれあい夏まつりの収支決算は資料の通りで、まち協への戻し入れが、52,695円となる。

まち協を構成する各種団体の会計処理は、来年度からは各町内会と同じ扱いとする。なお、スポーツ系サークルの3団体は、これまで夏まつりへの協力を要請してきた経緯があり、従来通りの扱いとするが、将来的には、経費の一部を負担いただくことを考えることも必要かもしれない。

⑩ 環境保全G：若草診療所の2階に、塾の開設があるようで、その看板を出したいという話がある。案が提示されたら検討する予定。

●意見：地区計画の意匠に合うように指導していただきたい。

⑪ 事務局：市民センターの自主管理による日祝の利用については、まち協と市との覚書に基づいて貸し館を行うことができるので、構成団体はまち協会長の申請のもとに、基本的に集会所などではできないような催しや事業などをご活用願いたい。鍵などの受け渡しとあけ方などの説明は行うが、手続きとしては通常の使用申請をしていただければよい。

●意見：まち協と市との覚書に、まち協を構成する団体などの総会に使用するようなこととなっているが、関連する事業にも使用できるよう、条文を修正する必要がある。検討されたい。

3、審議事項

① 来年度からのまち協の総会の日程変更について

●中原：前回からの継続審議事項であるが、会則の規定に従えば、3月に会計を閉めて4月に総会を開催することとなる。これが常識的なことで、他の自治連なども同様である。志津南地区では従来、役員交代の便宜上から3月に総会を開催してきたが、会則に従って来年度から4月に総会を開催するという案を提議したが、皆さんの意見を伺いたい。

●小松原：もともと総会は3月にやってきて問題は無く、従来通りでよいと思う。五丁目町内会役員会では、変更すると混乱も生じるという意見もあった。再度役員会で議論したい。

●北尾：これまで支障がなかったので、今まで通りでよいと思う。町内会でもそんな話が出ていた。

●小野：町内会は町内会費による運営だからそれで良いが、まち協では市からの交付金を扱う。会計的な適正さが必要であり、会計年度にあわせて、4月にまち協の総会を実施する必要があると考える。町内会の総会は3月に行うというのは、差し支えないだろうが。

●山中：会計年度は4月～3月であり、3月末で締めて監査を実施するものだ。これまで支障がないからというのは、どうかと思う。

●小松原：町内会が基本であり、町内会に合わせるべきだから、10月に議論したらいい。

●小野：まち協の会計年度は大切だ。税金を扱うのだから。

●齊藤：多数決で決めてよいものか、3月に開催するというだけでも済む問題なのか、4月にしなければダメという問題であれば、4月にしなければならないことである。

●中原：各町内会と各種団体については、それぞれの団体に決めていただいたら良い。この理事会では、まち協の総会をどうするかを議論しているので、まち協の理事として議論していただきたい。次回の理事会で結論が出るようにしたい。

② 特別委員会の「中間報告」に関する取り組みについて
時間切れとなったので、次回の継続審議とする。

以上